

秋田市工事成績評定要領

〔平成27年3月31日〕
市長決裁

秋田市工事成績評定要領（平成16年7月8日収入役室長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として一件の契約金額が150万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、応急工事、緊急工事および機械器具設置工事等で、比較的工期の短いものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、技術の担当総括者（以下「監督員等」という。）および検査員とし、評定者には次の各号に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 監督員 当該工事を監督する担当職員
- (2) 技術の担当総括者 工事担当課の職員で、原則として当該工事の内容を把握する課長補佐級以上のもの
- (3) 検査員 専門検査員又は指定検査員

（評定の方法）

第4条 評定は、別に定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等（別紙1から別紙9まで）を用いて、秋田市工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）および細目別評定点採点表（様式第2号）によって行うものとする。

2 評定を行う場合は、検査の結果手直し等があった工事については、手

直し前の状態で評定を行うものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督員等にあつては当該工事が完成したとき、検査員にあつては当該工事における秋田市建設工事検査規程（昭和56年秋田市訓令第6号）第3条に定める検査を実施したとき（同条第5号に定める検査を実施する場合を除く。）に、それぞれ行うものとする。

(評定表の作成等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を作成するものとする。

2 監督員等である評定者は、当該工事の評定表を原議に添付の上、所管課所室長および所管主管部局長を経由し、検査員である評定者に提出するものとする。

3 検査員である評定者は、前項の規定により提出された評定表に自己の評点を記入し、評定点を合計の上、工事検査室長および総務部長を経由し、総務部契約課長（以下「契約課長」という。）にこれを提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定者から評定表の提出があつたときは、当該工事請負業者に対して、評定の結果を評定結果通知書（様式第3号）により、遅滞なく通知するものとする。ただし、評定の結果を市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

(評定の修正)

第8条 評定者は、前条の規定による通知をした場合において、当該評定を修正する必要があると認めるときは、これを修正し、その旨を前条の通知書により通知するものとする。

2 前条ただし書の規定により評定結果に係る通知を省略し、市ホームページに掲載した場合において、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、その旨を市ホームページに掲載するものとする。

(説明の求め等)

第9条 第7条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受

けた日から起算して7日以内に、工事担当課長に対し、評定結果について書面（評定結果に係る求説明書。様式第4号）により説明を求めることができる。

2 工事担当課長は、前項の説明をしようとする場合は、総務部工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）に意見を求めることができる。

3 工事担当課長は、前項の意見を考慮した上で、当該求説明書の提出があった日から起算して14日以内に、求説明に対する回答書（様式第5号）により回答するものとする。

4 第1項の規定による説明の求めについては、第7条および前条第2項における通知に記載し、又は市ホームページに記載することにより周知を図るものとする。

（再説明の求め）

第10条 前条第3項の規定による回答を受けた者は、当該回答書が届いた日から起算して7日以内に、市長に対して書面（評定結果に係る求再説明書。様式第6号）により再説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による再説明の求めに対しては、当該求めのあった日から起算して14日以内に、再説明の求めに対する回答書（様式第7号）により回答するものとする。

3 前項の規定による回答をしようとするときは、第13条の秋田市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。

（評定結果の公表）

第11条 評定結果は、契約課長が指定する閲覧場所において、第7条の評定結果通知書の写しを閲覧に供し、又は評定結果を市ホームページに掲載する方法により遅滞なく公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、当該公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

3 第8条の規定により評定を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

（期限の延長）

第12条 第9条第1項本文ならびに第10条第1項および第2項の規定による期限が本市の休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例

第32号) 第1条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、当該市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(秋田市工事成績評定評価委員会)

第13条 次の各号に定める事項を審議するため、秋田市工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 評定結果に係る求再説明書が提出された場合に、意見を述べること。
- (2) 評定結果の通知に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員会の構成等)

第14条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 委員長 総務部長

(2) 委員 次の者をもって充てる。

ア 審議の対象となっている工事を所管する部局長、課所室長および技術の担当総括者又はこれに準ずる者

イ 工事検査室長

ウ 当該事業を所管する課所室長および課長補佐又はこれらに準ずる職にある者

エ 契約課長

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の委員に表決を委任することができる。

5 委員会を構成する者のうち、当該審議の対象となっている工事の評定者については、当該工事の審議を行う委員会の議事に加わることができない。

(会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務部契約課において行うものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の秋田市工事成績評定要領の規定によりなされている届出、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

(秋田市工事成績評定評価委員会設置要領の廃止)

3 秋田市工事成績評定評価委員会設置要領（平成16年7月8日収入役室長決裁）は、廃止する。

様式第1号

契約担当					検査担当			工事担当							
部長	次長	課長	課長補佐	副参事	担当	総務部長	室長	主席専門検査員	部長	次長	課長	参事	副参事	主席主査	担当

工事成績評定表（中間検査なし）

平成	年度	工事名											工事場所										
区分		受注者											契約工期	～									
工事番号	第	号	契約金額											完成届出年月日									
考查項目	主任監督員・監督員					印	技術の担当総括者					印	検査員(完成検査)										
	氏名						氏名						氏名										
項目	細別		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1 施工体制	1 施工体制一般			1.5	0	-5	-10																
	2 配置技術者		3	1.5	0	-5	-10																
2 施工状況	1 施工管理			1.5	0	-5	-10											5	2.5	0	-5	-15	
	2 工程管理		1	0.5	0	-5	-10	10	5	0	-7.5	-15											
	3 安全対策		2	1	0	-5	-10	15	7.5	0	-7.5	-15											
	4 対外関係		2	1	0	-2.5	-5																
3 出来形および出来ばえ	1 出来形		2	1	0	-2.5	-5											10	5	0	-10	-20	
	2 品質		2	1	0	-2.5	-5												15	7.5	0	-15	-30
	3 出来ばえ																		5	2.5	0	-2.5	
4 技術力	1 技術力 ※1				[0]																		
5 創意工夫	1 創意工夫 ※1				[0]																		
6 社会性等	1 地域への貢献度等 ※2							10	5	[0]													
加減点合計 = (1+2+3+4+5+6)			0.0					0.0															
評定点 (65±加減点合計) ※3			① 65.0 点					② 65.0 点					③ 点										
7 評定点計			$(\text{① } 65.0 \text{ 点} \times 0.4 + \text{② } 65.0 \text{ 点} \times 0.2 + \text{④ } \text{ 点} \times 0.4) = \text{ 点}$																				
8 法令遵守等 ※4								0 点															
評定点合計 ※5			$\text{ 点 } + 7 \text{ 評定点計}(\text{ 点}) + 8 \text{ 法令遵守等}(\text{ 0 点}) = \text{ 点}$																				

※1 技術力及び創意工夫の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。評価に当たっては、工事担当部長、次長、課長、技術の担当総括者の合議をもって行うものとする。

記述方法は、キーワードと評定内容の加點評価のみとする。

※2 社会性等の評価では地域への観点から、加點評価のみとする。

※3 項目1～3の評定(65点±加減点合計) + 項目4、5、6の評定(加減点合計) = 評定点 (各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。)

※4 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、技術の担当総括者が行う。

※5 評定点合計は四捨五入により整数とする。



細目別評定点採点表

平成 0 年度		工事名		0		工事場所		0			
区分	0	受注者		0		契約工期		明治33年1月0日 ~ 明治33年1月0日			
工事番号	第 0 号	契約金額		¥0		完成届出年月日		明治33年1月0日 検査年月日			
項目	細別	①監督員		②技術の担当総括		③検査員(中間検査)		④検査員(完成検査)		細目別評定点	得点割合(%)
1 施工体制	I 施工体制一般	<input type="text"/>	×0.4+2.6=							#VALUE! / 3.2 点	#VALUE!
			##### 点								
	II 配置技術者	<input type="text"/>	×0.4+2.6=							#VALUE! / 3.8 点	#VALUE!
			##### 点								
2 施工状況	I 施工管理	<input type="text"/>	×0.4+2.6=					(<input type="text"/> ×0.4+6.5)		#VALUE! /11.7 点	#VALUE!
			##### 点					= ##### 点			
	II 工程管理	<input type="text"/>	×0.4+2.6=	<input type="text"/>	×0.2+4.3=					#VALUE! / 9.3 点	#VALUE!
			##### 点		##### 点						
	III 安全対策	<input type="text"/>	×0.4+2.6=	<input type="text"/>	×0.2+4.3=					#VALUE! /10.7 点	#VALUE!
			##### 点		##### 点						
	IV 対外関係	<input type="text"/>	×0.4+2.6=							#VALUE! / 3.4 点	#VALUE!
			##### 点								
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	<input type="text"/>	×0.4+2.6=					(<input type="text"/> ×0.4+6.5)		#VALUE! /13.9 点	#VALUE!
			##### 点					= ##### 点			
	II 品質	<input type="text"/>	×0.4+2.6=					(<input type="text"/> ×0.4+6.5) ×		#VALUE! /15.9 点	#VALUE!
			##### 点					= ##### 点			
	III 出来ばえ							(<input type="text"/> ×0.4+6.5) ×		#VALUE! / 8.5 点	#VALUE!
								= ##### 点			
4 技術力	I 技術力	0.0	×0.4+2.6=							2.60 / 7.8 点	33.3%
			2.60 点								
5 創意工夫	I 創意工夫	0.0	×0.4+2.6=							2.60 / 5.4 点	48.1%
			2.60 点								
6 社会性等	I 地域への貢献度等			0.0	×0.2+4.4=					4.40 / 6.4 点	68.8%
					4.40 点						
7 法令遵守等 (減点のみ)				0.0	×1=					0.00 / 0 点	
					0.0 点						
評定点合計										#VALUE! /100 点	

※ 中間検査があった場合: (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点

※ 中間検査がない場合: (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

所在地
名 称
代表者名 様

秋田市長

秋田市工事成績評定結果通知書

貴社が受注した本市発注の工事について、秋田市工事成績評定要領第 7 条の規定により、評定者が行った評定結果を下記のとおり通知します。

この評定結果に疑問等があるときは、この通知があった日から起算して 7 日以内に、 課長に対し説明を求めることができます。

なお、不明な点があるときは、下記担当にお問合せください。

記

- 1 工事名
- 2 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 工事成績評定
評定点 _____ 点
上記評定点を修正した場合 修正評定点 _____ 点
- 5 問合せ先
〒010-8560
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所総務部契約課 工事契約担当
直通電話 018-866-2165

様式第4号

年 月 日

(宛先)

課長

所在地

名 称

代表者名

評定結果に係る求説明書

年 月 日付け 第 号で通知のあった
る成績評定結果について、下記項目等の説明を求めます。

工事に係

記

1 説明を求める項目等

2 説明を求める理由

3 当社の問合せ先

所 属 先

担当者名

電話番号

様式第 5 号

文書記号・番号

年 月 日

所在地

名 称

代表者名

様

部 課長

(工事担当課長)

求説明に対する回答書

年 月 日付けで説明を求められた本市発注工事の完成に伴う評価結果について、秋田市工事成績評定要領第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり回答します。

この回答の内容については、同要領第 10 条第 1 項の規定により、この回答書が届いた日から起算して 7 日以内に、市長に対し再説明を求めることができます。

なお、不明な点があるときは、下記担当にお問合せください。

記

1 説明の求めがあった項目等

2 通知済みの評定となった理由

3 問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所総務部契約課 工事契約担当

直通電話 018-866-2165

様式第6号

年 月 日

(宛先) 秋田市長

所在地
名 称
代表者名

評定結果に係る再求説明書

年 月 日付け 第 号で回答のあった 工事に係
る成績評定結果について、下記項目等の再説明を求めます。

記

1 再説明を求める項目等

2 再説明を求める理由

3 当社の問合せ先

所 属 先

担当者名

電話番号

様式第 7 号

文書記号・番号
年 月 日

所在地
名 称
代表者名 様

秋田市長

再求説明に対する回答書

年 月 日付けで再説明を求められた本市発注工事の完成に伴う
評定結果について、秋田市工事成績評定要領第10条第2項の規定により、
下記のとおり回答します。

なお、不明な点があるときは、下記担当にお問合せください。

記

1 再説明の求めがあった項目等

2 求説明書に対する回答の理由

3 問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所総務部契約課 工事契約担当

直通電話 018-866-2165